

会社法第 801 条第 3 項第 3 号及び  
会社法第 791 条第 1 項第 2 号に定める事後備置書類  
(株式交換に係る事後開示事項)

平成 27 年 12 月 21 日

日本空調サービス株式会社  
株式会社日本空調北陸

平成 27 年 12 月 21 日

愛知県名古屋市名東区照が丘 239 番 2  
日本空調サービス株式会社  
代表取締役社長 橋本 東海男

富山県富山市稲荷元町一丁目 1 番 11 号  
株式会社日本空調北陸  
代表取締役 室谷 敏彰

日本空調サービス株式会社（以下、「日本空調サービス」といいます。）と株式会社日本空調北陸（以下、「日本空調北陸」といいます。）は、平成 27 年 12 月 21 日付で、日本空調サービスを完全親会社、日本空調北陸を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関して、会社法第 801 条第 3 項第 3 号及び第 791 条第 1 項第 2 号並びに会社法施行規則第 190 条の規定に基づき開示すべき事項は、本書記載のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日  
平成 27 年 12 月 21 日
  
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
  - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過  
本株式交換において、会社法第 784 条の 2 の規定による差止請求を行った日本空調北陸の株主はいませんでした。
  
  - (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過  
日本空調北陸は、平成 27 年 11 月 27 日付で、日本空調北陸の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である日本空調サービスの商号及び住所を通知いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項による株式の買取請求を行った日本空調北陸の株主はいませんでした。
  
  - (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過  
該当事項はありません。
  
  - (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
  - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過  
本株式交換において、会社法第 796 条の 2 の規定による差止請求を行った日本空調サービスの株主はいませんでした。
  - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過  
該当事項はありません。
  - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過  
該当事項はありません。
4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数  
4,400 株
5. その他株式交換に関する重要な事項
  - (1) 日本空調サービスは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、株式交換契約について、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を経ずに本株式交換を行いました。
  - (2) 日本空調北陸は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、株式交換契約について、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を経ずに本株式交換を行いました。
  - (3) 日本空調サービスは、本株式交換に際して、本株式交換により日本空調サービスが日本空調北陸の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における日本空調北陸の株主（但し、日本空調サービスを除きます。）に対して、その所有する日本空調北陸の普通株式 1 株につき、日本空調サービスの普通株式 11 株の割合をもって、割り当て交付しました。日本空調サービスが交付した株式の総数は 48,400 株であり、交付した株式については全て日本空調サービスの自己株式を充当しています。
  - (4) 本株式交換に際して、日本空調サービスの資本金及び準備金の額は増加していません。

以 上